

指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

石川町長

石川町多子世帯・ひとり親世帯家賃低廉化補助金交付（変更交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました石川町多子世帯・ひとり親世帯家賃低廉化補助金については、石川町多子世帯・ひとり親世帯家賃低廉化補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、その内容及びこれに要する経費の配分は、石川町多子世帯・ひとり親世帯家賃低廉化補助金交付（変更交付）申請書に記載のとおりとする。
- 2 この補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

	金	千円
〔 前回交付決定額	金	千円 〕
〔 変更増減額	金	千円 〕

- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - （1）この補助事業の実施については、石川町補助金等の交付等に関する規則及び要綱の定めに従わなければならない。